

帯広市食の自立支援事業（配食サービス）事業者登録選考基準

（趣旨）

第1条 この基準は、高齢、虚弱等により介護予防や生活支援を要する高齢者に対し、食の自立支援の観点から、十分なアセスメント及び「食」にかかわるサービス（以下「配食サービス」という。）の利用調整を行い、計画的、有機的に配食サービスを提供することにより、高齢者の健康で自立した在宅生活の支援を図ることを目的として、食の自立支援事業（配食サービス）を実施する事業者登録の選考に必要な事項を定めるものとする。

（登録資格及び選考基準）

第2条 帯広市食の自立支援事業実施要綱第2条に基づき、安全かつ確実にサービスを遂行できる法人を選考するための要件を次のとおり定める。

2 登録申請資格

- (1) 帯広市内に所在地を有すること。
- (2) 帯広市税を滞納していないこと。
- (3) 帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当していないこと。

3 選考基準

- (1) 事業目的を理解し、帯広市が定める「帯広市食の自立支援事業（配食サービス）仕様書」を遵守できること。
- (2) 帯広市内において、1年間以上の配食事業の実績を有すること。
- (3) 食中毒等による保健所からの営業停止等の行政処分を募集日以前1年以内に受けていないこと。

（申請方法）

第3条 登録の申請を行う者（以下「申請者」という。）は市長に対し帯広市食の自立支援事業（配食サービス）事業者登録申請書（以下「申請書」という。）（様式1）と帯広市食の自立支援事業（配食サービス）事業者選定チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）（様式2）を別途定める期間内に提出しなければならない。

2 市長は、前項において申請者に対して必要書類の提出を求めることができる。

（決定と登録）

第4条 市長は、前条において提出された申請書及びチェックリスト等の内容について審査し、登録の可否を決定するものとする。なお、決定した事業者を帯広市食の自立支援事業（配食サービス）実施事業者登録名簿（様式3）に登録をする。

2 市長は、前項の審査結果を申請者に通知するものとする。

（登録変更及び廃止）

第5条 前条において登録された事業者が登録の内容に変更が生じた場合、また登録の廃止をする場合は、市長に申し出なければならない。

（その他）

第6条 この基準に定めのない事項については、市民福祉部長専決において定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は令和2年3月17日から施行する。

この基準は令和3年4月1日から施行する。